



東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(申告先) 土浦市長

(申告者) 住 所
氏 名
電話番号

印

地方税法附則第 56 条第 10 項及び第 11 項の規定(東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例)の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

納税義務者 (所有者)	住所・所在	
	ふり 氏名・がな 名称	

1 代替資産の状況

資産区分	所 在	地番・家屋番号	地積・床面積	地 目 種類 (用途)・構造	共有名義の場合 は、共有持分
土地・家屋			m ²		
土地・家屋			m ²		
土地・家屋			m ²		
土地・家屋			m ²		
取得年月日等	土地	年 月 日	被災住宅用地の所有者との同居予定		<input type="checkbox"/> 同居予定である
	家屋	年 月 日	被災家屋の所有者との同居の状況		<input type="checkbox"/> 同居している

2 被災資産の状況

所 有 者	住所・所在				
	ふり 氏名・がな 名称				
資産区分	所 在	地番・家屋番号	地積・床面積	地 目 種類 (用途)・構造	共有名義の場合 は、共有持分
土地・家屋			m ²		
土地・家屋			m ²		
土地・家屋			m ²		
土地・家屋			m ²		

1 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。

2 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した家屋又はその敷地の用に供されていた土地をいう。

【添付書類】

- ①被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋及び代替家屋の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地等を証する書類
⇒「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び「住民票（写）」又は「商業登記簿謄本（写）」
- ②被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋の所在地を証する書類
⇒「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び「不動産登記簿謄本（売買契約書（写）等でも可）」
- ③被災住宅用地に存する法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋又は被災家屋が震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類，その他当該被災家屋が，震災により滅失し，又は損壊した旨を証する書類
⇒「り（被）災証明書（写）」及び「解体契約書（写）」
- ④平成 23 年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類
⇒「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び「震災特例申告書」
- ⑤被災家屋が，平成 23 年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録されていた旨を証する書類，その他被災家屋が存したことを証する書類
⇒「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書」
- ⑥被災住宅用地の面積（被災住宅用地が共有物であるときは共有持分）を証する書類
⇒「不動産登記簿謄本（写）」又は「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び共有物の場合は「共有者氏名表（写）」
- ⑦震災特例の適用を受けようとする代替家屋の詳細を明らかにする書類
⇒不動産登記簿謄本又は建築確認申請若しくは建築確認図面等
- ⑧代替土地の面積（代替土地が共有物であるときは共有持分）を証する書類
⇒「不動産登記簿謄本（写）」又は「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書」及び共有物の場合は「共有者氏名表」
- ⑨相続人等が震災特例の適用を受けようとする場合は，戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書，その他相続人等に該当する旨を証する書類
⇒「戸籍謄本（被災住宅用地の所有者との関係が分かるもの。以下「全部事項証明書」のことをいう。）又は「商業登記簿謄本（写）」
- ⑩三親等内の親族が震災特例の適用を受けようとする場合は，代替土地の上に新築される家屋に被災住宅用地の所有者と同居する予定であることを約する書類
⇒「震災特例申告書」
- ⑪三親等内の親族が震災特例の適用を受けようとする場合は，被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族であることを証する書類
⇒「戸籍謄本」
- ⑫被災住宅用地又は被災家屋の所有者に合併により消滅したときに，合併後存続する法人，合併により設立された法人又は被災住宅用地又は被災家屋に係る事業を継承した分割継承法人であることを証する書類
⇒「商業登記簿謄本（写）」

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※必要に応じて被災家屋の所在する市長村へ問合せさせていただく場合があります。